



感染症対策本部からのお知らせ

令和4年10月27日(木)発行 【10月18日(火)現在の情報です】

新型コロナウイルス感染症 対策事業を実施します

新型コロナウイルス感染症対策にかかる補正予算額 2億8,399万9千円

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた町民生活や事業者への支援を行うため、国の補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、補正予算を編成しました。主な内容は、次のとおりです。

1 町民生活への支援

①電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 9,632万9千円（国庫補助事業）

家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり5万円を支給します。（詳しくは、2ページ「住民税非課税世帯などに給付金を支給します（全国一律）」欄に掲載）

②物価高騰対策応援券配布事業 8,488万5千円（単独事業）

物価高騰、燃油高騰の影響を受ける町民の暮らしを応援するため、1人当たり5千円の商品券を配布します。（詳しくは、3ページ「生活支援に商品券を配布」欄に掲載）

③省エネ家電買換え促進事業補助金 600万円（単独事業）

燃料高騰などの影響を受ける町民生活を支援するため、居宅などに設置する家電製品をエネルギー消費性能に優れた製品に買い換える町民に補助金を交付します。（詳しくは、3ページ「省エネ家電へ買換えに補助」欄に掲載）

④給食費減免事業 882万円（単独事業）

物価高騰などの影響を受ける幼稚園、小学校及び中学校の給食に係る賄い材料費について、物価高騰額に対する2割相当分を増額し、安全安心で地産地消にこだわった「日本一のふるさと給食」を引き続き提供します。

2 事業者への支援

①光熱費等高騰対策高齢者施設等一時支援金 482万6千円（単独事業）

光熱費などの高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価が据え置かれている高齢者施設などが継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給します。

②光熱費等高騰対策保育所一時支援金 177万9千円（単独事業）

光熱費など的高騰による民間保育所の運営経費の増加を抑制し、継続的・安定的に保育サービスを提供できるよう、一時支援金を支給します。

③医療機関、薬局等物価高騰対策緊急支援金 145万円（単独事業）

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている医療機関、薬局などに対し、安定的・継続的な医療体制の維持ができるよう、支援金を支給します。

④水産業冷蔵庫等電力価格高騰対策支援金 1,080万円（単独事業）

漁獲物や水産加工品の保管に使用する冷蔵庫に係る電気代高騰の影響を受ける漁業協同組合および水産加工業協同組合に対して、電気代高騰分に対する支援を行うことで、冷蔵庫使用料などに係る組合員の負担軽減につなげます。

⑤香美町中小企業者原油価格等高騰対策支援金 6,911万円（単独事業）

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している町内中小企業者の事業継続を支援するため、支援金を支給します。（詳しくは、3ページ「事業者へ燃料費・光熱費の一部を支援」欄に掲載）

住民税非課税世帯などに給付金を支給します（全国一律）

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり5万円を支給します。この給付金は全国一律の制度です。

対象になるとと思われる世帯には、11月初旬にお手元に届くよう関係書類を郵送しますので、届いた書類を確認し、申請手続きを行ってください。

なお、対象要件に該当するとと思われる世帯で、町からの通知が届かない場合は、役場福祉課へご相談ください。

●対象世帯

次の①、②のいずれかに該当する世帯です。なお、二重給付はできません。

①住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）において、本町に住所を有する世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※右の早見表を参考に判断してください。

②家計急変世帯の早見表（収入が限度額より高い場合、所得額による算出も可）

扶養している親族の状況	限度額	
	年間収入見込額	年間所得見込額
単身または扶養親族がない場合	93万円（7万7,500円/月）	38万円
配偶者・扶養親族など被扶養者が1名の場合	137万8,000円（11万4,833円/月）	82万8,000円
配偶者・扶養親族など被扶養者が2名の場合	168万円（14万円/月）	110万8,000円
配偶者・扶養親族など被扶養者が3名の場合	209万7,000円（17万4,750円/月）	138万8,000円
配偶者・扶養親族など被扶養者が4名の場合	249万7,000円（20万8,083円/月）	166万8,000円
配偶者・扶養親族などに扶養者が5名の場合	289万7,000円（24万1,416円/月）	194万8,000円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	204万3,000円（17万250円/月）	135万円

予期せず家計が急変し、令和4年1月以降の任意の1カ月の収入額に12を掛けた年間収入見込額もしくは年間収入見込額から経費などを控除した年間所得見込額が表の限度額以内となる場合は、家計急変世帯の対象となると考えられます。

【注意】

①②に該当する場合でも、世帯全員が住民税課税者の扶養親族などで構成される世帯は対象となりません。

また、令和3年中の収入が未申告の人の属する世帯は住民税非課税世帯であることの確認ができませんので、申告が必要です。

●給付金額

1世帯当たり5万円（世帯主に支給します。）

●申請手続

【町から通知を行う人】

・住民税非課税世帯

対象と思われる世帯主に対し、確認書を発送します。必要事項などを記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※令和4年度住民税非課税により臨時特別給付金を受給された人で、一定の要件を満たす人へは、確認書に代わり「支給のお知らせ」を送付します。この場合「受給拒否の届出」が提出されない限り、支給を行います。

【申請が必要な人】

・住民税非課税世帯

A 未申告世帯（令和4年度）

B 転入者（令和4年1月2日以降に転入した人）が属する世帯

・家計急変世帯

●申請書類

・申請書（役場福祉課または各地域局で配布）

・本人確認書類（マイナンバーカード表面、運転免許証、健康保険証などの写し）

・受取口座の通帳などの写し

上記申請書類に加えて、次の場合はそれぞれ書類を添付する必要があります。

①未申告世帯

確定申告書もしくは住民税申告書の写し（本給付金申請の前に申告を完了させてください。）

②転入者が属する世帯

令和4年度住民税非課税証明書

③家計急変者

簡易な収入（所得）見込額申立書（役場福祉課または各地域局で配布）

※令和4年1月以降、申請月までの任意の1カ月の収入（所得）が確認できる書類（給与明細書、年金振込通知などの写し）、事業収入、不動産収入に係る経費の金額が分かる書類を添付してください。年間収入（所得）で申請する場合は、源泉徴収票または確定申告書の写しなどを添付してください。



●申請期限

令和5年1月31日（火）【消印有効】

●提出先

役場福祉課または各地域局

町独自施策を実施します！

生活支援に商品券を配布

物価上昇、燃料高騰による町民の家計負担を支援するため、商品券を配布します。

●対象者

11月1日現在で本町の住民基本台帳に登録されている人

●取扱店・利用対象となるもの

商品券の郵送時に同封する「取扱店舗一覧」に記載されている町内のガソリンスタンド、小売店や飲食店などで購入・利用できるもの

【対象品目例】

ガソリン、灯油、日用品、食料品や飲食など

●商品券の額

1人当たり5,000円分（商品券1,000円×5枚）
（12月上旬に世帯主に特定記録郵便で郵送します。）

●有効期間

令和4年12月12日（月）から令和5年2月28日（火）まで

●問い合わせ先

役場総務課 TEL 0796・36・1111



省エネ家電へ買換えに補助

エネルギー価格が高騰するなか、家庭のエネルギー費用負担の軽減と省エネによる地球温暖化防止を推進するため、省エネ性能の高い家電へ買い換える費用の一部を補助します。

●対象者

申請時点で町内に住民登録があり、令和4年10月1日から令和5年1月31日までに、町内の事業者から、補助対象の省エネ家電（新品）を買換えて合計5万円（税抜）以上購入し、自らの居宅に設置した人

●補助金額

購入額（税抜）合計	補助金額
① 15万円以上	30,000円
② 10万円以上 15万円未満	20,000円
③ 5万円以上 10万円未満	10,000円

※本体購入および設置に係る費用が対象。古い家電の処分費などは対象外です。

●補助対象省エネ家電

家電名	省エネラベル
① エアコン	4つ星以上
② LED照明器具	4.0点以上
③ テレビ	3.0点以上（旧基準4つ星以上）
④ 電気冷蔵庫・冷凍庫	3.0点以上
⑤ 電気温水器	省エネ基準達成率100%以上
⑥ ガス・石油温水器	省エネ基準達成率105%以上

※②は1世帯4台までで、その他は1世帯1台限りとなります。また、組み合わせての申請も可能です。

●問い合わせ（申し込み）先

役場町民課
TEL 0796・36・1110



事業者へ燃料費・光熱費の一部を支援

町内事業者へ、事業に使う燃料費および光熱費の一部を支援します。

●補助対象者

中小企業者で、個人事業者の場合は町内に住所がある人、法人の場合は町内に本社または事業所がある者。ただし、農林漁業者は除きます。

●対象経費

令和4年1月1日から令和4年9月30日までの連続する任意の3カ月で、事業に使用した燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）および光熱費（電気、ガス代）に3を乗じた額（9カ月分相当）

●支援金額

対象経費の10%（下限額4万5,000円、上限額15万円）

●問い合わせ（申し込み）先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

※申込書類などは、町ホームページ、役場観光商工課、各地域局で配布しています。



継続して事業を実施しています！

農業者肥料価格高騰対策補助金

肥料価格の高騰により影響を受けている、米や野菜、果樹などの生産を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援します。申請書は令和5年2月中に農会長を通じて配付します。

●対象者

町内に住所のある農業者

●補助対象経費・金額

令和5年産の米や野菜、果樹などの生産にかかる肥料購入費の10%（上限40万円、下限2,000円）

●申請方法

申請書に納品書および領収書（または請求書）を添えて提出してください。

●問い合わせ（提出）先

役場農林水産課

TEL 0796・36・0846



繁殖雌牛飼育農家飼料価格高騰対策補助金

粗飼料価格の高騰により影響を受けている但馬牛繁殖農家に対し、粗飼料コスト上昇分の一部を支援します。対象となる畜産農家には、11月末までに申請書などを郵送します。

●対象者

町内に住所のある繁殖雌牛を飼養する畜産農家で、令和5年度も引き続き経営を行う人

●補助対象金額

繁殖用雌牛の飼養頭数に応じ、粗飼料高騰により見込まれる経費増加分の25%～50%を支援します。飼養頭数は令和4年2月1日現在の頭数とします。

●問い合わせ先

役場農林水産課

TEL 0796・36・0846



京丹後市への宿泊旅行を支援

京丹後市への旅行で宿泊施設を利用した場合、基本的な宿泊料の一部を補助します。

●対象者

本町に住所がある人

●対象期間

11月30日（水）宿泊分まで

●対象施設

京丹後市内の宿泊施設で、次の条件を満たすもの

- ①旅館業法の営業許可を受けている者が運営している施設
- ②新型コロナウイルス感染症防止対策を講じている施設

●補助額

1人当たり3,000円を上限（期間内に1人1回限り、**全国旅行支援との併用可能**）



京丹後市への旅行はJRに乗りし鉄道利用助成金を利用すればさらにお得になります！

●申請・請求方法

- ①京丹後市の宿泊施設を予約します。
- ②利用の1週間前までに本町在住者とわかる身分証明書の写しを添えて、役場観光商工課または各地域局へ申請書を提出します。
- ③宿泊後に宿から領収書を受け取ります。
- ④実績報告書に領収書と請求書を添えて役場観光商工課または各地域局へ提出します。

●問い合わせ先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

京丹後市のおすすめジオスポット：大成古墳群



立岩を見下ろす高台にあり、6世紀末から7世紀初めにかけての13基の横穴式石室墳からなる古墳群です。展望所も設置されており、京丹後市指定文化財に指定されています。

相談窓口

●町新型コロナウイルス感染症対策本部

医療・ワクチン接種など 役場健康課

TEL 0796・36・1114

対策など 役場防災安全課

TEL 0796・36・1190

【ともに平日8時30分～17時15分】

●発熱等受診・相談センター

（豊岡健康福祉事務所）

TEL 0796・26・3660

【平日9時～17時30分】

●新型コロナウイルス健康相談コールセンター

TEL 078・362・9980

【24時間（土日祝含む）】

●ひょうご新型コロナウイルス後遺症相談ダイヤル

TEL 078・362・9278

【9時～20時（土日祝含む）】

●兵庫県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口

（副反応に係る専門的な相談など）

TEL 0570・006・733

【9時～21時（土日祝含む）】

●兵庫県新型コロナウイルスワクチン小児接種

専門相談ダイヤル

（小児ワクチンに関する情報提供）

TEL 0570・004・588

【9時～17時30分（土日祝含む）】